

令和 7 年

寒河江市農業委員会第 3 回総会会議録

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

寒河江市農業委員会

第3回総会

日 時 令和7年3月25日（月）午前9時00分
会 場 ハートフルセンター2階 多目的ホール

出席委員

1 番 山 田 和 義	2 番 影 沢 政 俊	3 番 後 藤 孝 好
4 番 西 尾 沙 織	5 番 眞 木 早百合	6 番 郷 野 富司男
7 番 猪 倉 通 文	8 番 氏 家 理 香	9 番 安孫子 智
10 番 大 泉 孝 彦	11 番 鈴 木 浩 之	12 番 原 田 義 人
13 番 芳 賀 宏	14 番 高 橋 博	15 番 奥 山 浩 二
16 番 布 施 功 子	17 番 片 桐 道 雄	18 番 木 村 三 紀

事務局

事 務 局 長	渡 邊 健 一	事務局長補佐（総括）	高 子 英 晴
事務局長補佐（農地担当）	日下部 靖 広	総 務 係 主 任	木村 龍一
農 地 係 主 任	土 田 修	農 地 係 主 任	芳賀 遼太郎

報告事項

- （1）農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- （2）工事進捗状況報告書について
- （3）農地の転用事実に関する照会について

議事

- （1）議第 9 号 農地法第3条の規定による許可処分について
- （2）議第10号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について
- （3）議第11号 農用地利用集積計画書の審議について
- （4）議第12号 市長の権限に属する事務の委任及び補助執行の協議について

開会 午前 9時9分

木村議長 それでは、ただいまより寒河江市農業委員会第3回総会を開催します。

はじめに、総会の成立についてですが、本日の出席者は総委員数18名中、出席委員18名で、在任委員の全委員が出席しておりますので、総会は成立します。

木村議長 次に、「議事録署名委員の選任」ですが、恒例によりまして議長に一任いただけますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

木村議長 それでは、2番の影沢委員、8番氏家委員にお願いします。

木村議長 次に、「書記任命」ですが、木村主任にお願いします。

木村議長 次に、「報告事項」ですが、事務局から報告をお願いします。事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい、議長。

報告事項につきまして、事務局のほうから報告させていただきます。

（報告事項朗読）

木村議長 ただいまの報告について何か質問はございませんか。

（発言なし）

木村議長 ないようですので、他に事務局からありますか。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） 特にありません。

木村議長 それでは、早速議事に入ります。

議第 9 号から議第 12 号までの議案について一括上程します。

（１）議第 9 号「農地法第 3 条の規定による許可処分について」

（２）議第 10 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書の審議について」

（３）議第 11 号「農用地利用集積計画書の審議について」

（４）議第 12 号 「市長の権限に属する事務の委任及び補助執行の協議について」

以上、議第 9 号から議第 12 号まで一括上程します。

次に、議事参与の制限ですが、議第 11 号「農用地利用集積計画書の審議について」、私 18 番木村、14 高橋委員が関係委員となっております。

木村議長 ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めます。片桐会長職務代理者、報告をお願いします。片桐会長職務代理者。

片桐会長職務代理者 はい、議長。17 番、片桐です。

去る 3 月 18 日に開催されました事前審査会の報告を行います。

事前審査会では、今回の総会に係る案件について、各地区担当委員及び農地利用最適化推進委員による調査結果の

報告に基づく審査をしました。なお、事前審査会における
現地調査はありませんでした。

申請された案件については、すべて異議なしとされたところ
です。

以上であります。各地区における十分な審査をお願い
しまして、事前審査会の報告とさせていただきます。

木村議長

ご苦労様でした。

それでは、ただいまから地区審査に入ります。審査時間
については30分程度としまして、9時45分までとしま
す。それでは地区審査の間、暫時休憩とします。

休憩 午前 9時14分

再開 午前 9時45分

木村議長

それでは、休憩を閉じまして、議事を再開します。

初めに、議第9号「農地法第3条の規定による許可処分
について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結
果、地区審査の結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、山田委員、お願いします。
山田委員。

山田委員

はい、議長。1番、山田です。

議第9号「農地法第3条の規定による許可処分につい
て」、9ページをご覧ください。順位8番。

(議案書順位8番朗読)

3月14日に寒河江・南部地区の農業委員と推進委員で現地の調査を行ってまいりました。場所は石持町内会の公民館付近ということで、現在、この樹園地にはリンゴが植栽されておりました。借人の■■■■さんについては、家族とともにさくらんぼづくりを行っており、また、ハウスのつるむらさきを本人が直接経営に携わっており、若手農家間で交流を深めながら、がんばっているところであります。

申請内容は親子間の経営移譲ですので、何ら問題ないものと判断します。

なお、事前審査会、地区審査会におきましても異議はございませんでした。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、西根・三泉地区、芳賀委員、お願いします。

芳賀委員。

芳賀委員

はい、議長。13番 芳賀です。

順位9番。

(議案書順位9番朗読)

3月15日に西根・三泉地区の農業委員と推進委員全員で現地を確認してまいりました。

場所は、地図をご覧になっていただきますと、左側の下の方に寒河江川が走っています。そのほとり北側の方に老人ホームいずみがあります。その南方ということになっておりまして、さくらんぼが植栽されているというような状況です。申請人の方は、徐々に経営規模を拡大してまいりまして、今回も経営規模を拡大しようということでの借り受けということになっております。申請通りであれば何ら

問題なく、事前審査会、地区審査でも異議はありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、柴橋地区、後藤委員、お願いします。

後藤委員。

後藤委員

はい、議長、3番、後藤です。

順位10番。

(議案書順位10番朗読)

3月12日に柴橋地区の農業委員を推進委員全員で現地を確認してまいりました。

場所につきましては、後藤電子の裏の方になります。後藤電子の西側です。田んぼがありまして、集落の中に畑が点在しているというような状況であります。出席していただきました農業委員、推進委員全員で確認しまして異議なしというようなことでありました。

続きまして10ページをご覧ください。

順位11番。

(議案書順位11番朗読)

場所につきましては、国道の458号線を大江から山形方面に向かいますと、ちょうど中郷の真ん中あたりになりますけれども、山手の方に神社があります。色濃く染まっているところが今回の申請地となっており、3か所まとまっており

ます。申請地の上が譲受人の自宅になります。

譲受人に関しては、前から申請地を耕作しておりまして、購入したいというような要望もありまして今回の事案になったということです。3月12日に出席した農業委員、推進委員で現地を確認してまいりまして異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、高松・醍醐地区、布施委員、お願いします。

布施委員。

布施委員

はい、議長、16番、布施です。

順位12番。

(議案書順位12番朗読)

この案件につきまして、3月16日に高松・醍醐地区の農業委員、推進委員5名で現地を調査いたしました。

場所は自宅周辺ですが、白岩隧道を東側に抜けまして慈恩寺地区の寒河江川沿いになります。ここに4筆あるのですが、雪が解け始めておりまして、まわりがとても綺麗でした。

譲渡人と譲受人は親子関係で、以前から一緒に耕作していたようで、このまま引き継いでいくのであれば、何ら問題ないと判断致しました。また、山手の方の農地は、積雪のため調査できないため、雪が解けた後に調査に向かいたいと思います。地区審査でも異議ありませんでした。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。

事務局（日下部） はい、議長。

木村議長 はい、事務局。

事務局（日下部） 順位 8 番から 1 2 番まで、農地法第 3 条調査書に基づく調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないことが確認されましたので、許可要件の全てを満たしていると考えます。
以上です。

木村議長 ありがとうございます。
これより、質疑に入ります。
ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。

木村議長 意見がないようですので、採決いたします。
議第 9 号「農地法第 3 条の規定による許可処分について」
原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

木村議長 全員賛成ですので、議第 9 号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議第 1 0 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

はじめに、寒河江・南部地区、山田委員、お願いします。
山田委員。

山田委員 はい、議長、1 番、山田です。
議第 1 0 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書

の審議について」

1 2 ページをお開き下さい。

順位 6 番。

(議案書順位 6 番朗読)

3 月 1 4 日に、寒河江・南部地区の農業委員と推進委員で現地の確認を行ってまいりました。場所については、ちょうど寒河江税務署の付近ということになっております。

譲受人の■■■■さんについては、現在、アパート暮らしのため、申請受託後に住宅を建築するという内容になっております。

周囲はすでに住宅地であり、建物等が立ち並んでおりますので、計画どおりであれば、何ら問題ないと判断いたしました。

事前審査会、地区審査でも異議はありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、西根・三泉地区、芳賀委員、お願いします。

芳賀委員。

芳賀委員

はい、議長、1 3 番、芳賀です。

同じく 1 2 ページをご覧ください。

順位 5 番。

(議案書順位 5 番朗読)

3 月 1 5 日に西根・三泉地区の農業委員と推進委員全員で現地を確認してまいりました。

場所は地図にあるとおりですが、その地図からずっと北側に行くと、国交省の除雪センターがあります。

その、除雪センターの倉庫から南の方に下がってきますと川がありまして、下川原の集落の一番端ということになります。貸人の[]さんと借人の[]さん、借人の奥様が[]さんのお孫さんにあたるという風な関係になっているということです。

借人は山形市の方でアパート住まいで、大学病院の医師をされておりますけれども、この度、住居を求めたいということで、話あった結果、おじいさんの所有する土地を借りてここに新居を建てたいというようなことでの申請となりました。場所については農振地域からも除外されておりますし、まわりの影響もないだろうというようなことで、事前審査会、地区審査でも異議はございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。

事務局（日下部）

はい、議長。

木村議長

はい、事務局。

事務局（日下部）

順位 5 番は住宅建築用敷地への転用申請になっております。申請地は、農用地区域外にある農地で、おおむね 10ha 以上の規模の一段の区域内にある農地で、第 1 種農地と判断します。第 1 種農地は、原則不許可ですが、集落に接続しており、また代替性もなく、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

順位 6 番は住宅建築用敷地への転用申請になっております。申請地は、都市計画区域内の用途地域にある農地

で、第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可ですので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

また、いずれも農地転用許可一般基準書に基づく調査の結果、不適な事項はなく、問題ないと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。

ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について発言のある方は、挙手をお願いします。

木村議長

意見がないようですので、採決いたします。

議第10号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

木村議長

全員賛成ですので、議第10号は原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

木村議長

次に、議第11号「農用地利用集積計画書の審議について」、18番私、木村、14番高橋委員が関係委員となっております。農業委員会等に関する法律第5条第5号及び寒河江市農業委員会総会会議規則第5条により、議長を片桐会長職務代理者へ交代し、関係員は退席します。

(関係委員退席) (議長交代)

片桐会長職務代理者 木村会長が関係委員になっており、退席しましたので、私が議長を務め、議事を進めます。

それでは、地区担当委員より、議案の朗読と地区審査の結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、山田委員、お願いします。
山田委員。

山田委員

はい、議長、1番、山田です。

議第11号「農用地利用集積計画書の審議について」
15ページをご覧ください。

(議案書朗読、地区審査報告)

寒河江・南部地区は他231筆で集計表をご覧ください。
56ページをご覧ください。

寒河江地区	162筆	田	13.39ha	畑	1.22ha	
樹園地	1.62ha	合計	16.23ha			
南部地区	51筆	田	4.77ha	畑	0.70ha	
樹園地	0.55ha	合計	6.02ha			

なお、農地中間管理事業案件について、いずれの農地も市街化区域外であり、地区の担い手等に貸し出す為に農地中間管理機構へ集積する農地に適していると判断しました。

地区審査でも異議はございませんでした。以上です。

片桐会長職務代理者 ありがとうございます。

続いて、西根・三泉地区、芳賀委員、お願いします。

芳賀委員

はい、議長、13番、芳賀です。

15ページをご覧ください。

(議案書朗読、地区審査報告)

西根・三泉地区は他 146 筆になります。

続いて 56 ページ集計表をご覧ください。

西根地区 105 筆 田 9.37ha 畑 0.75ha

樹園地 1.95ha 合計 12.07ha

三泉地区 42 筆 田 5.05ha 畑 0.35ha

樹園地 1.94ha 合計 6.31ha

農地中間管理事業案件につきましてはいずれの農地も市街化区域外になっており、地区の担い手等に貸し出す為、農地中間管理機構の集積する農地に適していると判断しました。地区審査でも異議ありませんでした。以上です。

片桐会長職務代理者 ありがとうございました。

続いて、柴橋地区、後藤委員、お願いします。後藤委員。

後藤委員 はい、議長、3 番、後藤です。

29 ページをご覧ください。

(議案書朗読)

柴橋地区については他 161 筆になります。

続いて 56 ページ集計表をご覧ください。

柴橋地区 157 筆 田 15.51ha 畑 0.91ha

樹園地 1.37ha 合計 17.79ha

農地中間管理事業案件につきましてはいずれの農地も市街化区域外になっており、地区の担い手等に貸し出す為、農地中間管理機構の集積する農地に適していると判断しました。

地区審査でも異議ありませんでした。以上です。

片桐会長職務代理者 ありがとうございました。
続いて、高松・醍醐地区、布施委員、お願いします。
布施委員。

布施委員 はい、議長、16番、布施です。
28ページをご覧ください。

(議案書朗読)

高松・醍醐地区は他106筆です。
続きまして、56ページ集計表をご覧ください。
高松地区73筆 田16.03ha 畑0.69ha
樹園地1.77ha 合計18.49ha
醍醐地区46筆 田3.98ha 畑0.44ha
樹園地0.02ha 合計4.44ha
農地中間管理事業案件につきましてはいずれの農地も
市街化区域外になっており、地区の担い手等に貸し出す
為、農地中間管理機構の集積する農地に適していると判
断しました。地区審査でも異議ありませんでした。以上
です。

片桐会長職務代理者 ありがとうございました。
続いて、白岩地区、眞木委員、お願いします。眞木委員。

眞木委員 はい、議長、5番、眞木です。
43ページをご覧ください。

(議案書朗読)

白岩地区は他 7 6 筆です。

続きまして、5 6 ページ集計表をご覧ください。

白岩地区 6 8 筆です。田 1 5 . 1 6 h a

農地中間管理事業案件につきましてはいずれの農地も市街化区域外であり、地区の担い手等に貸し出す為、農地中間管理機構の集積する農地に適していると判断しました。地区審査でも異議ありませんでした。以上です。

片桐会長職務代理者 はい、ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進法に定められた各要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい、議長。

農地経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

片桐会長職務代理者 ありがとうございます。

これより、質疑に入ります。

ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。

（発言なし）

片桐会長職務代理者 意見がないようですので、採決いたします。

議第 1 1 号「農用地利用集積計画書の審議について」原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

片桐会長職務代理者 全員賛成ですので、議第 1 1 号は、原案のとおり決定いたしました。

議決が終わりましたので関係委員の入室を許可します。

(関係委員入室)

片桐会長職務代理者 関係委員に申し上げます。

議第 1 1 号は原案のとおり決定したことを報告します。

片桐会長職務代理者 議長を木村会長と交代します。

木村議長 次に、議第 1 2 号「市長の権限に属する事務の委任及び補助執行の協議について」、事務局から説明をお願いします。

事務局（事務局長） 市長から市長の権限に属する事務の委任について、協議を求められております。詳しい説明を日下部にさせます。

事務局（日下部） (日下部説明)

木村議長 ありがとうございました。
これより、質疑にはいります。
ただいまの説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。

木村議長 意見がございませんでしたので、採決いたします。
議第 1 2 号「市長の権限に属する事務の委任及び補助執行の審議について」、「異議なし」と決定することに賛成の方の挙手を求めます。

木村議長 全員賛成ですので、議第 1 2 号は「異議なし」と決定し、

市長に提出します。

これで、本日上程された議案については、全て議決されました。

以上を持ちまして、本日の総会を終了します。

ご苦労様でした。

閉会 午前10時23分

令和7年3月25日

第3回総会 議長.....木村三紀.....

議事録署名委員 2番委員.....影沢政俊.....

議事録署名委員 8番委員.....氏家理香.....